

平成30年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

- 1 「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について（防災対策部主担当分）・・・ 1
- 2 県が所有する特定建築物等における法定点検の実施状況について 3
- 3 大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨への対応に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 市町の受援体制整備に向けた取組について・・・・・・・・ 17
- 5 三重県版タイムラインの市町展開について・・・・・・・・ 21
- 6 消防の広域化および連携・協力の検討状況について・・・・ 23
- 7 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

平成30年10月4日

防災対策部

1 『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について
(防災対策部担当分)

施策番号	施策名	担当当部署名	委員会意見	回答
111	災害から地域を守る人づくり	防災対策部	<p>防災に関する県民意識調査については、回答者に占める20～40代の割合が3分の1程度しかなく、主に50代以上の方々からの結果を基に取組が進められている。若者世代は、地域の防災活動にも参加しづらく、防災意識が低いことが懸念されるため、若者世代にターゲットを絞った、参加しやすい取組を実施されたい。</p>	<p>防災に関する県民意識調査では、若者世代における地域防災活動への参加が少ないという状況があります。このため、若者が参加する地域や企業の行事にあわせ県の防災啓発車（地震体験車）の派遣や防災技術指導員の防災講話を実施するとともに、若年層を中心にしたみえ防災コーディネーター育成講座の募集や若者の消防団入団を促進する取組を進めることなどにより、若者の防災意識が高まり、防災活動への参加率が向上するよう、市町とともに取り組んでいきます。</p>
			<p>県民指標「率先して防災活動に参加する県民の割合」については、昨年度より下がっており、目標との乖離が広がっている。乖離をうめるための具体的な取組を検討し、実施されたい。</p>	<p>県民指標実績値が低下したのは、職場の防災活動に参加した県民の割合が低下したことが主な要因であることから、「みえ防災・減災センター」の「みえ企業等防災ネットワーク」を活用し、防災活動への参加促進を図るとともに、相談支援を一層強化していきます。</p> <p>また、地域での防災活動についても、市町と協力しながら粘り強く参加を促してまいります。</p>
112	防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部	<p>県の食料備蓄については、アレルギーへの対応も考慮して進められたい。</p>	<p>「三重県備蓄・調達基本方針」において、発災初期の備蓄については、住民による自助・共助を基本として、公助では発災2日目までを市町が、3日目を県が担うこととしています。県としては、この3日目分を流通備蓄等により確保することとしており、食料等に関しては、アレルギーにも対応できるよう取り組みます。</p> <p>また、備蓄食料等でアレルギー対応できていない市町に対しては、当方針に基づき、備蓄を働きかけていきます。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
112	防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部	<p>「三重県防災・減災対策行動計画」、「三重県版タイムライン」、「三重県広域受援計画」などを実効性あるものにするには、市町の丁寧な取組が非常に重要である。県民の理解が深まるような、より具体的な取組を市町とともに進められたい。</p> <p>「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合が伸びていない。目標を達成するために何をすべきかを具体的に検討するとともに、受け手を増やす取組も実施されたい。</p> <p>また、「みえ防災・減災センター」において、発災時の効果的な情報の受発信方法を学ぶ機会を設けるなど防災・減災にかかる情報リテラシーの向上を図るよう検討されたい。</p>	<p>「三重県防災・減災対策行動計画」の推進を図るため、市町へのヒアリングをもとに「市町防災カルテ」を作成する取組を進めており、今後このカルテを活用して市町との連携をさらに充実させていきます。</p> <p>また、「三重県版タイムライン」「三重県広域受援計画」については、県と市町が一体となった体制を構築することが不可欠であり、「市町タイムライン」「市町受援計画」の策定に向けた手引書等を市町の参画も得ながら今年度中に作成する予定です。</p> <p>「防災みえ.jp」のコンテンツの充実・機能の向上を図るとともに、スマートフォン等による利用を促進するための携帯電話事業者等への協力要請、その他広報媒体を活用した啓発などを通して、県民の関心を高めながら防災情報入手しやすい環境づくりに取り組んでいきます。</p> <p>また、「みえ防災・減災センター」で実施している人材育成の研修等において、情報リテラシーも含めた情報の受発信についての講座も検討していきます。</p>

2 県が所有する特定建築物等における法定点検の実施状況について

平成17年の建築基準法の改正により、特定建築物及び特定建築設備等について、特定建築物は3年以内ごとに、特定建築設備等は1年以内ごとに、資格を有する者により、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を行うこととされています。

今般、雇用経済部が所管する特定建築物等について、当該点検を実施していなかったことが判明したため、県有の特定建築物等における法定点検の実施状況について調査を行ったところ、その他にも未実施の県有施設があることが分かりました。

このことについて、平成30年9月10日に報道機関へ資料提供を行いました。

1 調査対象

全ての県有施設

2 調査結果

特定建築物は、3年以内ごとに点検が義務づけられているため、平成27年度以降の点検実施の有無について調査しました。

また、特定建築設備等については、1年以内ごとに点検が義務づけられているため、平成29年度以降の点検実施の有無について調査しました。

○調査対象となった県有施設の棟の数 1, 129棟 (※)
うち法定点検の未実施が判明した棟の数 214棟 (未実施率: 約19%)

○法定点検を実施していなかった特定建築物、特定建築設備等の数
・法定点検の未実施の特定建築物の棟の数 1, 111棟のうち168棟
・法定点検の未実施の特定建築設備等を有する棟の数
1, 085棟のうち194棟

※詳細は資料2-1のとおりです。

※調査対象となった県有施設の棟の数

特定建築物の棟の数に、建築物としては特定建築物には該当しないが、特定建築設備等を有する棟(エレベーターなどの昇降機を有するケース)の数を合算したものです。

3 主な原因

建築基準法における法定点検の制度を十分に認識していなかったこと等と考えています。

4 今後の対応

(1) 未点検の施設への対応

未点検の特定建築物等については、各部局において、点検時期や点検の実施方法などを検討し、11月中旬をめどに全体の取りまとめを行います。

(2) 再発防止に向けた取組

平成 30 年 9 月 21 日付けで、各部局に対し、建築基準法に基づく法定点検制度を周知徹底するため、具体的な点検項目を明示して通知を行いました。

引き続き、法定点検が確実に実施されるよう周知徹底を行います。また、再発防止のための対策を検討するとともに、点検の実施状況を確認していきます。

【参 考】

- 1 特定建築物（建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 16 条第 2 項）
 - ・劇場、病院、宿泊施設、共同住宅、福祉施設、学校、体育館、博物館、店舗、倉庫、自動車車庫等の用途で床面積が 100 m²を超えるもの
 - ・事務所その他これに類する用途に供する建築物で、階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超えるもの

- 2 特定建築設備等（建築基準法第 12 条第 3 項）
 - ・昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機）
 - ・特定建築物の建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）
 - ・特定建築物の防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）

※ 防火設備については、平成 28 年の法改正により、点検対象となりましたが、平成 31 年 5 月末まで点検の猶予がありますので、今回の調査対象外です。

県が所有する特定建築物等における法定点検の実施状況

※「×」印は、法定点検を実施していないことを示す。

	部局等名	建築物名称	特定建築物	特定建築設備等	
1	防災対策部	広域防災拠点	中勢拠点	×	×
2			伊賀拠点	×	×
3			伊勢志摩拠点	×	×
4			東紀州（紀南）拠点	×	×
5		備蓄倉庫		×	×
6		消防学校	宿泊棟	×	×
7			車庫棟	×	×
8			車庫	×	×
9	総務部	本庁舎	行政棟	—	×
10			議会棟	—	×
11			北車庫（北）	—	×
12		桑名庁舎	附属棟	—	×
13			車庫棟	—	×
14		四日市庁舎	本館・北館・厚生棟	—	×
15			倉庫車庫棟	—	×
16			車庫棟	—	×
17		鈴鹿庁舎	倉庫棟	—	×
18			車庫棟	—	×
19		津庁舎	本館・保健所棟	—	×
20			車庫倉庫棟	—	×
21			作業車庫棟	—	×
22		松阪庁舎	本館棟	—	×
23			倉庫試験棟	—	×
24			作業倉庫棟	—	×
25		伊勢庁舎	倉庫棟1	—	×
26			倉庫棟2	—	×
27			車庫棟	—	×
28		志摩庁舎	倉庫・車庫棟	—	×
29		伊賀庁舎	本館棟	—	×
30			車庫棟A	—	×
31			車庫棟B	—	×
32			車庫棟C	—	×
33		尾鷲庁舎	本館棟	—	×
34			厚生棟	—	×
35			車庫倉庫棟	—	×
36		熊野庁舎	本館棟	—	×
37			車庫倉庫試験棟	—	×
38			車庫倉庫棟	—	×
39		栄町庁舎		—	×
40		吉田山会館	車庫棟（北）	×	—
41			車庫棟（南）	×	—
42		鳥居西書庫	書庫1	×	—
43			書庫2	×	—
44			書庫3	×	×
45		子ども・福祉部	国児学園	×	×
46			みえこどもの城	×	—
47			旧知的障害者更生相談所	×	—
48	環境生活部	人権センター	—	×	
49		斎宮歴史博物館	—	×	
50	地域連携部	熊野古道センター	交流棟	×	×
51			展示棟	×	×
52			研究収蔵棟	×	×
53		県営ライフル射撃場	50m射場	×	×
54	農林水産部	農業大学校	校舎	×	×

	部局等名	建築物名称	特定建築物	特定建築設備等		
55	農林水産部	農業大学校	学生寮	×	×	
56			研修館	×	×	
57			体育館	×	×	
58			教室	×	×	
59			農機具格納庫現場教室	×	×	
60			東倉庫	×	×	
61			研修棟(園芸生産物商品化研修施設)	×	—	
62			第二農機庫	×	—	
63			農機具格納庫	×	—	
64			合同研修館	×	—	
65			農機具教室	×	—	
66			農業研究所	大型農機庫(農業工学)	×	×
67				小型農機庫(農業工学)	×	×
68		稚蚕飼育室(倉庫)		×	×	
69		試験蚕室(倉庫)		×	×	
70		経営蚕室(倉庫)		×	×	
71		穀物庫		×	×	
72		土壌倉庫		×	×	
73		小荷物専用昇降機		—	×	
74		車庫		×	×	
75		車庫、農機庫、肥料農薬庫棟		×	×	
76		種子貯蔵庫		×	×	
77		格納庫		×	×	
78		収納庫	×	×		
79		畜産研究所	農機具倉庫	×	×	
80	多目的施設		×	×		
81	倉庫		×	×		
82	倉庫(2)		×	×		
83	作業機・格納庫(公用車両、大型農機用)		×	×		
84	収納舎		×	×		
85	大農機具庫		×	×		
86	病虫害防除所	事務室(旧病虫害防除所)	×	—		
87	三重県地方卸売市場	関連商品売場棟	×	×		
88		倉庫	×	×		
89	伊勢湾北部中間育成施設	管理棟(小荷物専用昇降機)	—	×		
90	伊勢湾南部中間育成施設	管理棟(小荷物専用昇降機)	—	×		
91	三重県栽培漁業センター	作業棟倉庫	×	—		
92	三重県尾鷲栽培漁業センター	倉庫	×	—		
93	雇用経済部	津高等技術学校	寄宿舎(高風寮)	×	×	
94		三重県勤労者福祉会館		×	—	
95	県土整備部	北勢中央公園	野球場本部棟	×	—	
96		熊野灘臨海公園	体育館	×	×	
97			片上池地区管理棟	×	×	
98	企業庁	堀木アパート		—	×	
99		第2堀木アパート		—	×	
100		久居アパート		—	×	
101		丸の内アパート		—	×	
102		高野浄水場	貯蔵品倉庫	×	—	
103		多気浄水場	車庫	×	—	
104	教育委員会	県埋蔵文化財センター	高茶屋収蔵庫 本館	×	×	
105			高茶屋収蔵庫 生化学病性鑑定施設	×	×	
106			嬉野分室 事務所	×	×	
107			嬉野分室 物置4	×	—	
108			嬉野分室 収蔵庫	×	—	
109	警察本部	三重県警察本部	本部庁舎	×	×	
110		運転免許センター	車庫	×	×	
111		車両整備工場	作業所	×	×	
112			検査場	×	×	

	部局等名	建築物名称	特定建築物	特定建築設備等	
113	警察本部	警察学校	×	×	
114			体育館	×	×
115			射撃場附属棟	×	×
116		航空隊	格納庫	×	×
117		桑名警察署	車庫	×	×
118			倉庫棟	×	×
119		いなべ警察署	車庫	×	×
120		四日市北警察署	車庫A	×	×
121		四日市南警察署	警察署	×	×
122			道場・食堂棟	×	×
123			車庫棟	×	×
124			車庫棟	×	×
125		四日市西警察署	車庫	×	×
126		亀山警察署	車庫	×	×
127		鈴鹿警察署	道場棟	×	×
128			付属棟1	×	×
129			付属棟2	×	×
130		付属棟3	×	×	
131	津警察署	立体駐車場	×	×	
132		倉庫・自転車置場等	×	×	
133	津南警察署	車庫棟1	×	×	
134		車庫棟2	×	×	
135		倉庫棟1	×	×	
136	松阪警察署	別館	×	×	
137		付属棟3	×	×	
138		付属棟4	×	×	
139		付属棟5	×	×	
140		付属棟7	×	×	
141		付属棟9	×	×	
142	伊勢警察署	車庫	×	×	
143		倉庫	×	×	
144	鳥羽警察署	車庫	×	×	
145		倉庫棟	×	×	
146		車庫棟	×	×	
147		二輪車庫	×	×	
148	尾鷲警察署	車庫	×	×	
149	熊野警察署	車庫	×	×	
150		倉庫電気機械室	×	×	
151	紀宝警察署	車庫	×	×	
152	伊賀警察署	車庫	×	×	
153		車庫・倉庫・機械	×	×	
154	名張警察署	車庫・倉庫	×	×	
155	警察本部	観音寺住宅1号館	×	×	
156		観音寺住宅2号館	×	×	
157		桜橋西住宅1号館	×	×	
158		桜橋西住宅2号館	×	×	
159		島崎住宅1号館	×	×	
160		島崎住宅2号館	×	×	
161		島崎住宅3号館	×	×	
162		コンフォール観音寺B	—	×	
163		コンフォール観音寺C	—	×	
164	桑名警察署	柳原住宅	×	×	
165		リバーサイド白鷺	×	×	
166	四日市北警察署	垂坂住宅	×	×	
167		三重住宅A	×	×	
168		三重住宅B	×	×	
169		川越住宅	×	×	
170		ノースヒル広永	×	×	
	四日市南警察署	第二新正住宅	×	×	

	部局等名	建築物名称	特定建築物	特定建築設備等	
171	警察本部	四日市南警察署	西浜田住宅	×	×
172			清心寮	×	×
173		四日市西警察署	鶴川原住宅	×	×
174			亀山警察署	泉が丘住宅	×
175		住山住宅		×	×
176		鈴鹿警察署	江島住宅	×	×
177			白子住宅	×	×
178			ベルビュー江島A棟	×	×
179			ベルビュー江島B棟	×	×
180			若竹寮	×	×
181		津警察署	警崎住宅	×	×
182			御殿場第2住宅	×	×
183			リバーサイド川添	×	×
184			メゾンおとべ	×	×
185			高茶屋住宅A	×	×
186			コンフォール観音寺A	—	×
187			津南警察署	高茶屋住宅B	×
188		高茶屋住宅C		×	×
189		松阪警察署	飯高住宅(幹部交番)	×	×
190			松風寮	×	×
191			内五曲住宅	—	×
192	大台警察署	大宮住宅	×	×	
193		菅合住宅	×	×	
194	伊勢警察署	倭町住宅	×	×	
195		カーサ二見A	×	×	
196		カーサ二見B	×	×	
197		カーサ桜ヶ丘	×	×	
198	鳥羽警察署	船津第3住宅	×	×	
199		磯部住宅A	×	×	
200		磯部住宅B	×	×	
201	尾鷲警察署	向井第2住宅	×	×	
202		新田第一住宅	×	×	
203		新田第二住宅	×	×	
204	熊野警察署	松原住宅	×	×	
205		オレンジ金山	×	×	
206	紀宝警察署	相野谷住宅	×	×	
207		うどの住宅	×	×	
208	伊賀警察署	シャトーゆめが丘	×	×	
209		シャトーゆめが丘第二	×	×	
210		荒木住宅	×	×	
211	名張警察署	くらもち住宅	×	×	
212		おきつも寮	×	×	
213		百合が丘住宅1	—	×	
214		百合が丘住宅2	—	×	
計			168	194	

3 大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨への対応について

I 災害の概況と県の対応

1 大阪府北部を震源とする地震

(1) 災害の概況

- ・発生日時：平成30年6月18日7時58分頃
- ・地震の規模：マグニチュード6.1（暫定値）
- ・最大震度：震度6弱（大阪市〔北区〕、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市）
- ・人的被害：死者5名、重傷者40名、軽傷者414名（うち本県重傷者1名、軽傷者1名）計459名（9月18日現在）
- ・住家被害：全壊16棟、半壊472棟、一部破損53,751棟（本県被害なし）計54,239棟（9月18日現在）

(2) 県の対応

- ・大阪府から関西広域連合を通じて住家被害認定調査に係る応援職員の派遣要請を受け、本県職員4名を派遣（6月28日～29日、7月2日～5日）
また、全国被災建築物応急危険度判定協議会近畿ブロック幹事県の兵庫県を通じ、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を受け、県・市町職員8名を派遣（6月20日～22日、6月25日～27日）

2 平成30年7月豪雨

(1) 気象および災害の概況

- ・6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で豪雨が発生。
- ・6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超え、7月の月降水量平年値の2～4倍となるところがあった。この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に特別警報を発表。
- ・人的被害：死者223名、行方不明者8名、重傷者91名、軽傷者317名、程度不明者3名（本県被害なし）計642名（9月10日現在）
- ・住家被害：全壊6,321棟、半壊10,680棟、一部破損3,662棟、床上浸水8,551棟、床下浸水21,215棟（本県被害なし）計50,429棟（9月10日現在）

(2) 県の対応

ア 広島県熊野町への派遣

7月10日～8月29日の間、県・市町職員累計144名を派遣しました。

（内訳 県38名（専門職種職員（災害廃棄物処理スペシャリスト6名、保健師2名）を含む）、市町106名（専門職種職員（保健師6名）を含む）

派遣職員が担当した業務は、①災害対策本部運営支援、②避難所運営支援、③住家被害認定調査支援、④遺留品引き取りにかかる支援、⑤廃棄物処理支援、⑥訪問健康調査などです。

このほか、7月12日～18日の間、救助活動のため、緊急消防援助隊を派遣しました。（累計28隊 108名）

イ その他の被災地への派遣

熊野町以外の被災地へも、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、ため池緊急点検のための農業土木の専門職員などが派遣されました。

(9月30日現在)

職種等	派遣先	派遣期間	派遣人数 (累計)
広域警察航空隊 (災害情報収集)	広島県	7月8日～7月10日	4名
リエゾン (連絡調整員)	岐阜県	7月10～7月13日	2名
広域緊急援助隊 (救助活動)	広島県	7月11日～7月13日	25名
保健師等 (訪問健康調査)	岡山県倉敷市	7月12日～8月3日	22名
特別自動車警ら隊 (浸水地域パトロール)	岡山県	7月13日～7月21日	4名
スクールカウンセラー (児童・生徒等の心のケア)	広島県呉市	7月24日～8月1日	5名
農業土木技師 (ため池緊急点検)	広島県	7月25日～8月25日	10名
災害時健康危機管理支援 チーム (DHEAT)	広島県	8月17日～8月24日	4名
建築技師 (被災住宅の応急処理の ための補助金交付事務)	愛媛県大洲市	9月18日～9月28日	4名

計 80 名

ウ 復旧・復興のための職員の中長期派遣

上記の応急対応のための短期派遣は終了しましたが、復旧・復興のための専門職種職員が中長期で派遣されています。

(9月30日現在)

職種等	派遣先	業務の内容	派遣期間	派遣人数
農業土木 技師	愛媛県 (中予地方局 産業経済部)	農地・農業用施設 災害復旧事業全般	平成30年9月1日～ 平成31年3月31日	1名 (交代で派遣)
土木技師	広島県 (西部建設事 務所呉支所)	災害復旧に係 る災害査定、災 害復旧工事の 発注・監理等に 関する業務	平成30年9月6日～ 平成31年3月31日	1名 (交代で派遣)

II 平成30年7月豪雨に係る被災自治体への応援から明らかとなった課題と対応
平成30年7月豪雨の被災自治体に対する応援の貴重な経験を、今後の県および市町の受援体制の整備などに生かすため、現地（広島県熊野町、岐阜県）で活動した県および市町職員の学びや気づきを収集し、以下のとおり課題と対応を整理しました。

1 課題

(1) 受援・応援にかかる課題

①復旧・復興のフェーズに応じた業務内容の明示と応援職員の適材適所の配置《県および市町の課題》

発災後のフェーズによって必要となる人材は、刻々と変化していくことから、応援要請する職種や期間などを整理の上、的確に要請を行うため、平時から発災後の応急対応から復旧・復興までのロードマップを作成するなど、先を見据えた活動が行える事前の対策が必要である。

また、応援職員の受入れ後は、応援を求める業務内容を明示し、適材適所に配置することが必要である。

【主な学びや気づき】

- ・被災地の復旧・復興のフェーズによって求められる業務・人材は異なる。(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：避難所運営支援)
- ・生活再建系であったり、避難所運営系であったり、廃棄物系であったり1つのジャンルの業務で、当初から終盤まで絵を描ける能力を持ったプロフェッショナルが必要。(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：災害対策本部運営支援、避難所運営支援)

②円滑な引き継ぎの実施《県および市町の課題》

応援職員の派遣にあたっては円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、同じタイミングで応援職員の班員全員を交代するのではなく、たとえば、応援職員の引き継ぎ期間の拡充や、半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体と調整を図る必要がある。

【主な学びや気づき】

- ・応援職員の交代について、同じタイミングで全員交代させるのではなく、半々などで交代させた方が、正確かつ効率的に業務が引き継がれていくと思う。(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：避難所運営支援)

③ 応援職員の災害対策本部員会議等への参加とオペレーションルームにおける業務スペースの確保《県および市町の課題》

応援職員の活動を最大限有効に活用するためには、被害状況、被災者ニーズ、交通アクセス等の情報を共有することが重要である。

このため、応援職員に対して災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催することが必要である。また、応援職員に提供する業務スペースは、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保することが必要である。

【主な学びや気づき】

- ・災害対策本部とは別の部屋で業務を行うと、全体の情報が伝わりにくい。(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：住家被害認定調査)
- ・情報が集まる一つの部屋で活動し、すぐに情報共有、意見交換ができる環境が必要。(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：避難所運営支援、公共土木被害現地調査、みなし仮設申請受付)

④ 活動に必要な資機材のリストアップ等《県および市町の課題》

活動に必要な資機材は、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップをしておくことが必要である。

また、応援職員の宿泊場所についても、応援自治体側での対応を求めることを基本とするが、必要に応じて情報提供や、あっせんを行うことが必要である。

【主な学びや気づき】

- ・応援先に準備をお願いすることは、負担にもなりかねないので、できる限り応援自治体側から持ち込んだ方がよい。(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：生活再建支援の整理、災害救助法関係事務)
- ・宿营地について、今回、熊野町所有の施設を提供していただいたが、そういった施設がなかった場合、支援できたこともかなり限られたと思われる。応援を受ける側にとって応援職員の宿营地を確保できることは大きい。(県派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：災害対策本部運営支援)

⑤ 災害対策本部の受援班等の設置《市町の課題》

人的支援にかかる応援自治体や庁内各課との調整および受援状況の進捗管理等を円滑に実施するため、災害対策本部内に「受援班」(受入れの窓口となる体制)を設置するとともに、庁内各課にも受援班と調整を行う受援担当を設置する必要がある。

【主な学びや気づき】

- ・受援窓口が一元化されていたため、情報共有が図りやすかった。(県派遣職員 応援先：岐阜県 従事した業務：ニーズ把握、災害応急対策にかかるノウハウ支援)

⑥ 応援職員としてのスキルアップ《県および市町の課題》

他県等から要請があった場合に的確に対応できるよう、マネジメント能力、先を見据えて対応できる能力、個別業務の法律や具体的手法など、応援職員としてのスキルアップを図る必要がある。

また、こうした職員の応援力を向上することが、受援力の向上にもつながると考える。

【主な学びや気づき】

- ・特に、マネジメントできる職員の育成が必要であり、マネジメントできる者と一緒に派遣することにより学ぶことができる。(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：災害対策本部運営支援)
- ・災害対応全般の流れ、各個別業務を行う上での法律や具体的手法・ノウハウの習熟が必要。(県派遣職員 応援先：岐阜県 従事した業務：ニーズ把握、災害応急対策にかかるノウハウ支援)

(2) 応援職員の派遣調整にかかる課題

① 総務省の派遣スキームにおける被災自治体のニーズへの対応《県の課題》

今回の被災自治体に対する応援にあたって運用された総務省の派遣スキームは、一般事務職員の応援派遣を対象にしたものであるが、被災自治体からは、土木技師や保健師等の専門職種の職員に関する派遣の要請もあり、総務省の派遣スキームとは別に対応したことがあった。

被災自治体のニーズに迅速かつ円滑に対応できるよう、専門職種の職員の派遣の取扱いについて、全国知事会や各省庁が行う派遣のスキームとどのように整合性を図るかなど、今回の事例も含めて総務省と共有し、改善を図る必要がある。

【主な学びや気づき】

- ・土木、建築、看護等の専門職種職員は、総務省のスキームとは別で行われるのが基本であることは一定の理解はするものの、被災自治体の規模や被害の程度によりニーズは多種多様であることから、被災自治体が求める支援を簡便に実施できるよう、対口支援で専門職種職員の支援も行えるように枠組みを改めるべき。
(市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：避難所運営支援、公共土木施設および農地・農業用施設の被害状況調査の支援、災害廃棄物処理業務の支援)

2 対応

上記の課題について、以下のとおり対応します。

- ・三重県広域受援計画への反映（関連課題：（1） - ①～④）
- ・市町受援計画策定の手引書（平成30年度作成）への反映（関連課題：（1） - ①～⑤）
- ・県職員の防災研修の実施、研修内容への反映（関連課題：（1） - ⑥）
- ・みえ防災・減災センターにおける市町職員の防災研修の実施、研修内容への反映（関連課題：（1） - ⑥）
- ・職員派遣のスキームの改善に向けての国等への要請（関連課題：（2） - ①）

※ 参考：個別の災害対策活動における学びや気づき

上記のほか、今回の応援活動を通じて、個別の災害対策活動についても様々な学びや気づきを得ましたので、市町と共有し、対策の充実につなげていきます。

（1）災害対策本部運営

災害の規模感を共有するために災害対策本部内で行った地図による状況認識の統一が有効だった。他の職員にも、こうした手法を伝える必要性を感じた。（市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：災害対策本部運営支援）

（2）住家被害認定調査

- ①住家被害認定調査業務に必要な道具や調査方法等について、当市の担当部署（税務課）へ伝え、検討するよう依頼した。応援職員だけでなく、応援している市町全体でバックアップできるとよい。（市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：住家被害認定調査）
- ②三重県からの応援職員だけの班で被害判定を行ったが、後から写真と書類を見直しても分かりづらいこともあると思われたので、調査班には被災自治体の職員が付いて、記憶と写真を残しておいたほうがいいのか。（市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：住家被害認定調査）
- ③り災証明書の交付申請があった建物を、手当たり次第に調査しているようだったが、床下浸水のみなど、り災証明書交付対象外となる場合が多くあった。そのため、まず被害程度により分別し、被害の大きいところから優先的に調査した方が効率的ではないか。（市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：住家被害認定調査）

（3）避難所運営

- ①応援に入った避難所では、住民やNPOによる自主的な運営が行われていたため、今後の避難所開設の参考にしたい。（市町派遣職員 応援先：熊野町 従事した業務：避難所運営支援）

②避難所でのペットの扱い方や、冷房、冷蔵庫、個人テントなど長期避難の場合に必要な物が具体的に分かり参考になった。(市町派遣職員
応援先：熊野町 従事した業務：住家被害認定調査)

(4) ハザードマップの周知

今回被害があった箇所は、ほぼハザードマップの想定通りであったことから、啓発をしていく際には住んでいる場所のリスクを知ってもらい、より早い避難行動の重要性について、周知していくようにしたい。(市町派遣職員
応援先：熊野町 従事した業務：災害対策本部運営支援)

4 市町の受援体制整備に向けた取組について

1 市町の受援体制整備に向けた手引書の作成について

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際には、国や他県等からの応援活動が実施されることとなりますが、被災者の支援をより効果的・効率的に行うには、県だけではなく、被災した市町と連携した受援体制の構築が必要です。

このため、県では、県内各市町での受援体制整備促進のため、三重県広域受援計画に即した市町側の受援体制整備の手助けとなる手引書を作成します。

2 手引書作成に向けたワーキンググループの設置及び検討について

三重県広域受援計画が定める分野のうち、特に市町の受援活動の役割が重要となる自治体応援職員、支援物資、ボランティアの3つの分野については、ワーキンググループを設置して検討しています。

各分野の第1回ワーキンググループでは、三重県市町受援体制整備に関する研修会（平成30年5月8日実施）や三重県受援体制整備に向けた活動実験（平成30年5月20日実施）の振り返りを行い、以下のとおり、各分野の手引書に盛り込む課題を整理したところです。

(1) 各ワーキンググループの検討状況

①自治体応援職員ワーキンググループ

ア 構成メンバー

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町

イ 自治体応援職員の受入れにかかる課題

- (ア) 応援職員の円滑な受入れ調整と的確な受援状況の進行管理を行うため、市町災害対策本部内に受援班（受入れの窓口となる体制）を設置するとともに、庁内各課にも受援班と調整を行う受援担当を設置することが必要。
- (イ) 迅速な応援要請につなげるため、応援職員が従事する業務を事前に整理するとともに、業務ごとの応援要請を行う人数を事前に試算しておくことが必要。
- (ウ) 応援職員の活動を支援するため、活動環境（業務スペース等）を整備することが必要。

【平成30年7月豪雨の被災自治体への応援から明らかとなった課題の反映】

このほか、下記の平成30年7月豪雨の被災自治体への応援から明らかとなった課題もふまえた手引書とします。

- ・復旧・復興のフェーズに応じた業務内容の明示と応援職員の適材適所の配置
- ・応援職員の円滑な引き継ぎの実施
- ・応援職員の市町災害対策本部員会議等への参加
- ・応援職員の活動に必要な資機材のリストアップ
- ・応援職員の宿泊所の情報提供

②支援物資ワーキンググループ

ア 構成メンバー

四日市市、菰野町、朝日町、川越町

イ 支援物資の受入れにかかる課題

- (ア) 支援物資の円滑な受入れと避難所への配送の調整を行うため、市町災害対策本部の物資担当と物資拠点の運営担当を設置することが必要。
- (イ) 支援物資を円滑に避難所へ届けるため、物資拠点から避難所への配送ルートや配送手段を事前に整理することが必要。
- (ウ) 支援物資の在庫管理を適切に行うため、物資拠点のレイアウトを事前に整理することが必要。
- (エ) 物資拠点で円滑に荷さばきなどを行うことで、最も多忙な時期の職員の負担が軽減されるため、資機材（ハンドリフト、パレット等）を整備することが必要。

③ボランティアワーキンググループ

ア 構成メンバー

四日市市、菰野町、四日市市社会福祉協議会、菰野町社会福祉協議会、
みえ災害ボランティア支援センター幹事団体

※ 幹事団体

- ・特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- ・特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
- ・三重県ボランティア連絡協議会
- ・公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- ・三重県（防災企画・地域支援課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課）

イ ボランティアの受入れにかかる課題

- (ア) 災害時に関係者が円滑に連携して活動できるようにするため、平時から関係団体と顔の見える関係を構築することが必要。
- (イ) 様々なボランティアの強み・専門性を活かした活動を展開できるようにするための現地協働プラットフォーム（市町内外のボランティア団体等様々な関係者が参加し情報共有や連絡調整を行う場）の設置・運営の主体などを事前に決めておくことが必要。
- (ウ) ボランティアを円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげるため、受け入れるボランティアの種類と活動内容を事前に把握することが必要。
- (エ) 様々な被災者のニーズに的確に対応するため、市町災害対策本部と現地災害ボランティアセンターとの間で情報共有・連携を図ることが必要。

(2) 手引書作成に向けた今後の方針

現場で活動する関係者からなるワーキンググループで出された具体的な意見等を踏まえ、市町の受援体制整備に向けた手引書の作成を行います。

なお、県内の各市町において、人的・物的資源や関係機関などの状況は様々であることから、画一的な受援体制の整備を求めるものではなく、市町の状況に応じて活用可能な内容の手引書となるよう、市町の意見を十分に聞き取りながら作成します。

また、ワーキンググループ等が出された意見は、必要に応じて県広域受援計画にも反映していきます。

3 県内各市町における推進方法について

手引書の作成後は、活動実験の映像記録も活用しながら、地方部単位での勉強会の開催や、市町と連携した訓練の実施などにより実効性を高め、県内市町への水平展開を図ります。

4 手引書作成にかかるスケジュール

平成30年9月～10月 各分野第2回ワーキンググループの開催

・第1回ワーキンググループで整理した課題について検討

10月下旬 県内4ヵ所で市町担当者との意見交換会の開催

・ワーキンググループの検討状況の共有と手引書作成に向けた意見交換

12月 三重県議会防災県土整備企業常任委員会への報告

・手引書（中間案）について

各分野第3回ワーキンググループの開催

・手引書（中間案）について意見交換

市町等防災対策会議での説明

・手引書（中間案）の共有と意見照会

平成31年1月 県内4ヵ所で市町担当者との意見交換会の開催

・手引書（最終案）について意見交換

3月中旬 三重県議会防災県土整備企業常任委員会への報告

・手引書（最終案）について

3月下旬 手引書の策定

?

5 三重県版タイムラインの市町展開について

1 市町タイムライン基本モデルの作成について

台風による被害を最小にするためには、県だけでなく、被害が想定される市町においても、タイムラインを策定し、県、市町、関係機関における事前対策を連携して取り組むことが重要となります。

具体的には、市町の災害対応に関しては、避難勧告等の発令、避難所運営、水門閉鎖などの対応の「見える化」を図り、県や消防本部、消防団、自主防災組織などの機関と、災害対応上の連携について整理し、県民の適切な避難行動に繋げることをめざします。

また、土砂災害、河川氾濫等浸水被害など地域特性もあることから、各市町から意見聴取し、市町と連携を図りながら基本モデルの作成作業を進めます。

こうして市町タイムライン基本モデルを作成することにより、市町におけるタイムライン策定作業を支援します。

2 基本モデル作成に向けた取組について

モデル市町や関係機関が「防災施策に関する研究会」の場を活用して、意見交換を行い、基本モデル作成に向けて取り組んでいます。

(1) 平成30年度第1回「防災施策に関する研究会」について

ア 参加機関

(モデル市町) 松阪市、いなべ市、志摩市、玉城町(先進自治体) 紀宝町
(防災関係機関) 津地方気象台、四日市市消防本部、三重河川国道事務所、三重県警察本部、陸上自衛隊第33普通科連隊、第四管区海上保安本部
(県) 県土整備部施設災害対策課、各地域防災総合事務所及び地域活性化局

イ 検討内容

実際にタイムラインを市町で運用する場合の課題等を検討しました。

(ア) 関係機関との連携

- ・災害時に住民への影響が大きい停電や電話回線の途絶等に備えて、電力会社や通信会社などのライフライン機関との事前調整(住民への啓発等)が必要である。
- ・離島を抱える市町では、船舶を運行する交通機関との調整が必要である。

(イ) 個別のゼロ・アワー(台風接近時の影響が最も大きいと想定される時点)の設定

- ・各市町において個別にゼロ・アワーを設定する作業が必要となるため、どのような基準で設定するか、根拠や方法を考える必要がある。

(ウ) 避難行動に繋げる取組

- ・避難行動要支援者に対して、民生委員や自主防災組織、自治会等のなかで実際に避難誘導に関与する主体を整理する必要がある。
- ・避難勧告等の発令を避難行動に繋げるため、自主防災組織や自治会、消防団のなかで避難の声掛け等を実施する主体を、実態を踏まえて整理する必要がある。地区におけるタイムラインを作成し、避難行動の時期や役割を明らかにしている例があり、こうした取組についても検討が必要である。

(2) 基本モデル作成に向けた今後の方針

第1回研究会での検討結果を踏まえ、留意すべき事項等を付け加え、基本モデル中間案として取りまとめるほか、県内市町の意見も聞きながら、基本モデルの作成作業にあたります。

加えて、今年度の台風接近に伴う県タイムラインの発動時における、SNSの有効活用や停電時の対応、気象情報や避難勧告等の発令を適切な避難行動につなげる際の課題に関しても、上記研究会で共有し、市町タイムライン基本モデルへできる限り反映していきます。

3 県内各市町における推進方法について

次年度以降、市町タイムライン基本モデルを活用した市町向け説明会を開催し、各市町におけるタイムラインの策定を促進します。なお、策定を進めるにあたっては、地域の実情に応じて、住民の適切な避難行動につなげる対策を併せて取り組むことの重要性を、各市町に対して説明することとします。

4 基本モデル策定に係るスケジュール

平成30年10月下旬	県防災施策に関する研究会（平成30年度第2回） ・市町タイムライン基本モデル（中間案）について
12月中旬	三重県議会防災県土整備企業常任委員会への報告 ・市町タイムライン基本モデル（中間案）について 市町等防災対策会議 ・市町タイムライン基本モデル（中間案）を全市町に提示し、 意見交換
平成31年1月中旬	県防災施策に関する研究会（平成30年度第3回） ・市町タイムライン基本モデル（最終案）について
3月中旬	三重県議会防災県土整備企業常任委員会への報告 ・市町タイムライン基本モデル（最終案）について
3月下旬	市町タイムライン基本モデルの作成

6 消防の広域化および連携・協力の検討状況について

平成 30 年 4 月 1 日に国（消防庁）において「市町村の消防の広域化に関する基本指針」と「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が改正され、それぞれ推進期限が延長されるとともに消防体制のあり方を議論し、推進計画を再策定する必要があると示されたところです。

そのため、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき、現状や課題を聞き取るとともに、地域の実情をふまえた消防の広域化および連携・協力の今後の取組等について意見交換を行ったところ、その概要は以下のとおりでした。

1 意見交換の実施について

(1) 実施期間

平成 30 年 5 月 30 日～平成 30 年 9 月 25 日

(2) 参加者

ア 市町側：市町担当課長、消防長、消防本部担当課長、担当者 等

イ 県側：防災対策部副部長、消防・保安課長、担当者

(3) 内容

ア 消防力カードの内容について

イ 消防の広域化および連携・協力に関する取組状況について

ウ 県推進計画の再策定について

2 意見交換結果の概要

(1) 四日市・菰野地域

平成 28 年度から桑名市・四日市市・菰野町の 3 消防本部で三重北消防指令センターにおいて通信指令業務の共同運用に取り組むとともに、毎年、四日市・菰野ブロック消防広域化研究会を開催し、継続的に議論しています。来年 3 月には菰野町管内に高速道路が開通し、消防力強化の検討が必要なことから、それらもふまえた広域化の議論をしています。

(2) 伊賀・名張地域

昨年度末頃から、伊賀市消防本部と名張市消防本部との間で、通信指令業務の共同運用に関する勉強会を開催し、その中で、データ移行による業務の一元化のための指令台改修が技術的に困難であることが判明しましたが、引き続き、次の通信指令台更新時における連携・協力の取組継続の可能性について議論しています。

(3) 鳥羽市

消防吏員数が 50 人以下の特定小規模消防本部であり、消防庁から原則、広域化対象市町村の指定を求められていますが、過去の検討において近隣自治体との広域化のメリットが見出せず、広域化の検討は進んでいません。このため、近隣自治体とはしご車の共同運用および通信指令業務の共同運用など、連携・協力の取組の可能性について議論しています。

(4) 鈴鹿・亀山地域

昨年度から鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部との間で、はしご車の共同整備に関する検討を進めています。現在、はしご車の整備および運用費用等について調整を進めるとともに、更なる連携・協力の取組の可能性について議論しています。

(5) 上記以外の地域

上記以外の地域については、これまでも広域化や連携・協力の検討はされてきましたが、実現は困難な状況にあり、意見交換では以下の意見が出されました。

- ① 既に県内相互応援協定があり、十分に現場対応はできていることから、あえて広域化までする必要はない。
- ② 消防吏員が100人以下の小規模な消防本部では、人員不足を補うために、一人の職員が様々な業務を兼務していることから、広域化や通信指令業務の共同運用等の連携・協力による人的なメリットが見込めない。
- ③ 通信指令業務の共同運用について、山間部という地理的な問題から中継局の設置など費用負担が大きくなることや近隣自治体と更新時期のズレがあることから取組が進まない。

3 今後の対応方針

今後も引き続き、消防本部等と意見交換し、広域化の必要性や連携・協力の可能性を見極めるとともに、地域毎の取組の熟度をふまえ県推進計画の再策定を進めます。

4 今後のスケジュール

(平成30年9月	消防庁ヒアリング)
10月～11月	各消防本部、各市町と継続的に意見交換
11月	推進計画(再策定版)(中間案)の作成 各消防本部への意見照会
12月	三重県議会防災県土整備企業常任委員会への説明 パブリックコメント
平成31年2月	推進計画(再策定版)(最終案)の作成
3月	三重県議会防災県土整備企業常任委員会への説明

7 審議会等の審議状況について

(平成30年6月4日～平成30年9月13日)

1 三重県救急搬送・医療連携協議会

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	平成30年7月26日
3 委 員	会長 三重大学医学部附属病院長 伊藤 正明 委員 三重県医師会 理事 田中 孝幸 四日市市消防本部 消防長 坂倉 啓史 外21名
4 諮 問 事 項	1 会長及び副会長（消防機関）の選任について 2 転院搬送に関する医師会からの要望に対する回答について
5 調査審議結果	上記2件の諮問について了承
6 備 考	